

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年9月9日 01時05分ごろ
発生場所	明石海峡航路（明石海峡航路中央第3号灯浮標） 平磯灯標から真方位215°1.46海里付近 （概位 北緯34°36.1 東経135°02.9）
事故の概要	貨物船第五福吉丸は、東南東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第五福吉丸、199トン 134774、株式会社福吉海運（船舶所有者）、加藤海運株式会社（運航者）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 航海士、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 バルバスパウに擦過傷 灯浮標 頭標に凹損、太陽電池パネル取付台に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮流 西北西、流速 約1.8ノット（kn）
事故の経過	本船は船長ほか2人が乗り組み、船長が操船指揮をとり、航海士を操舵に当て、約8knの対地速力で自動操舵により明石海峡航路を東南東進していた。 船長は、右舷後方を同航する他船の接近状況を確認することに集中していたところ、明石海峡航路中央第3号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）が船首方至近となっていることに気付き、右舵を取ったものの、本船のバルバスパウが本件灯浮標に衝突した。 船長は、本事故当時、右舷後方を同航する他船の接近状況を確認することに集中しており、左舷方の本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れたと本事故後に思った。
分析	本船は、明石海峡航路を東南東進中、船長が、右舷後方を同航する他船の接近状況を確認することに集中して航行していたことから、左舷方の本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、同灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、明石海峡航路を東南東進中、船長が、右舷後方を同航する他船の接近状況を確認することに集中して航行していたため、左舷方の本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、同灯

	浮標に衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行中は、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時周囲の見張りをを行うこと。</li></ul>